

委 託 設 計 書					委託方法	単価契約	
所属	街づくり部公園緑地課			設計年月日		令和 8年 月 日	
部長	審議監	課長	補佐		主幹	班	設計者
委託名称		紙敷地区公園管理委託					
委託場所		松戸市紙敷地区					
年度科目	令和 8年度		委託期間		自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月31日		
委託費計	一金 円(単価合計)				設計内容審査済		

内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								
		造園工		日	1	(14.6471 %)		経費含む
		普通作業員		日	1	(13.7179 %)		経費含む
		軽作業員		日	1	(9.6190 %)		経費含む
		交通誘導員	B	日	1	(9.2364 %)		経費含む
		普通トラック	2t	日	1	(4.8174 %)		経費含む、労務費含まず
		肩掛式草刈機	1.8ps	日	1	(0.4687 %)		経費含む、労務費含まず
		草刈機	3.4ps	日	1	(1.0476 %)		経費含む、労務費含まず
		刈込機	1.2ps	日	1	(0.5343 %)		経費含む、労務費含まず
		リフト車	12m	日	1	(10.7002 %)		経費含む、労務費含まず
		リフト車	17m	日	1	(13.5531 %)		経費含む、労務費含まず
		クレーン付きトラック	4.0t積、2.9t吊り	日	1	(9.5293 %)		経費含む、労務費含まず
		チェーンソー	350mm	日	1	(0.4057 %)		経費含む、労務費含まず
		バックホウ	0.04m³	日	1	(3.0938 %)		経費含む、労務費含まず
		バックホウ運搬		回	1	(8.6295 %)		経費含む、労務費含まず
		小計				(100.0000 %)		
		ごみ処理費		kg	1		16	
		委託費計						

第 1 表

造園工

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.0			R01
経費		%				
1日当たり						

第 2 表

普通作業員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	1.0			R02
経費		%				
1日当たり						

第 3 表

軽作業員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業員		人	1.0			R03
経費		%				
* * 1日当たり * *						

第 4 表

交通誘導員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員	B	人	1.0			R08
経費		%				
* * 1日当たり * *						

第 5 表

普通トラック

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	23.4			T01
普通トラック損料	2t	h	6.0			M01
計						
経費		%				
* * 1日当たり * *						

第 6 表

肩掛式草刈機 1.8ps カッタ径255mm

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	3.90			T02
肩掛式草刈機損料	1.8ps カッタ径255mm	日	1.00			M02
計						
経費		%				
* * 1日当たり * *						

第 7 表

草刈機 手押しロータリー式3.4ps

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	5.34			T02
草刈機損料	3.4ps刈幅55～65cm	日	1.00			M04
計						
経費		%				
* * 1日当たり * *						

第 8 表

刈込機 1.2ps

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	4.68			T02
刈込機損料	1.2ps	日	1.00			M03
計						
経費		%				
* * 1日当たり * *						

第 9 表

リフト車 12m

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	21.6			T01
リフト車損料	12m	h	6.0			M05
計						
経費		%				
* * 1日当たり * *						

第 10 表

リフト車 17m

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	21.60			T01
リフト車損料	17m	h	6.00			M15
計						
経費		%				
* * 1日当たり * *						

第 11 表

クレーン付きトラック

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	31.80			T01
クレーン付トラック損料	4.0t積 2.9t吊	h	6.00			M12
計						
経費		%				
* * 1日当たり * *						

第 12 表

チェーンソー 350mm

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	2.28			T02
チェーンソー損料	350mm	日	1.00			M06
計						
経費		%				
* * 1日当たり * *						

第 13 表

バックホウ 平積み 0.04m³

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	11.40			T01
バックホウ借上費	平積み0.04m ³	台	1.00			K11
計						
経費		%				
* * 1日当たり * *						

第 14 表

バックホウ運搬費

1回当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車	2t	台	1.00			K08
計						
経費		%				
* * 1回当たり * *						

紙敷地区公園管理委託仕様書

本委託は、設計書、標準年間管理計画表、契約書によるもののほか本仕様書による。

第1章 本委託業務の目的

1. 本委託業務は、公園緑地の状況を的確に把握し、適宜処置を講ずることで、当該委託箇所を良好な状態に保つよう維持管理し、市民の安全で快適な利用に供することを目的とする。

第2章 管理区域

2. 管理区域は原則として別紙公園一覧及び区域図の範囲内とする。ただし、年度途中に供用が開始された公園や緊急時等に区域外の公園についても行うことがある。なお、その場合は事前に市担当者と協議の上で決定するものとする。

第3章 管理作業の内容

3. ゴミ回収

本委託業務の対象となる公園・緑地が良好な状態を保つことが出来るよう、クズカゴ内のゴミの回収を、週1回実施のこと。また、清掃委託等でまとめているゴミについても、その都度回収すること。

4. 清掃

ゴミ回収の際に、園内全域を目視による確認を行い、清掃をすること。ただし、町会、子供会等、他に清掃委託している公園は原則として除くこと。なお、清掃委託している公園は別紙参照のこと。

また、クズカゴの設置されていない公園・緑地についても同様に清掃を実施すること。

5. 砂場の点検及び清掃

週1回のゴミ回収又は清掃の時に点検し、フン等があった場合清掃を実施すること。

6. 公園・緑地に作業へ入る際は、次に掲げる事項にも留意すること。

また、次に掲げる事項については、確認次第市担当者に報告し、指示を受けること。

〔敷地〕

- ・草木が繁茂し、見通しが悪くなっている、または利用の支障となる箇所。
- ・土地の崩落等地形の異常またはその兆候。
- ・粗大ゴミ等の不法投棄物。

〔樹木〕

- ・区域を越えて民有地に侵入している枝。
- ・照明灯や防犯灯等の光を阻害している枝。
- ・道路を通行する車両、歩行者等の障害となる枝。
- ・道路標識等の確認の障害になる枝。
- ・架空電線または架空電話線に接近、または接触している枝。
- ・病害虫に侵され、回復が見込めない枝。
- ・枯枝や折れて落下する恐れのある枝。
- ・枯損木、腐朽菌によるキノコの発生、幹や根元の大きな腐朽・空洞、幹の不自然な揺れ・傾き等の異状のある樹木。

〔工作物〕

- ・設置箇所及び設置状況に異変が生じている工作物。
- ・老朽化及びその他の理由で、損傷や破損が見受けられる工作物。

7. 除草・草刈等

草の繁茂に起因する美観の阻害、防犯上支障となる見通しの阻害、粗大ゴミ等の不法投棄、樹木等の生育阻害や病害虫の発生を防止し、公園・緑地内の安全性と快適性の向上に努めること。

作業にあたっては、作業の実施の必要性、作業箇所の優先度を市担当者と協議の上、年3回程度実施すること。また、各作業については下記に基づき実施すること。

〔除草〕

- ・主に植栽地の中について実施し、根株を残さないよう人力で抜き取ること。
- ・既存の樹木等を傷めないよう注意しながら作業を行うこと。
- ・除草跡はきれいに整地し、凹凸のないようにすること。

〔人力草刈〕

- ・刈りむらのないように均一に刈り込むこと。
- ・刈り残しがないように注意すること。
- ・刈り草等は残らないように集積、処分すること。
- ・樹木、工作物等を損傷しないように注意すること。

〔機械草刈（肩掛式）〕

- ・刈りむらのないように均一に刈り込むこと。
- ・作業は既存の樹木を傷つけないよう十分注意するとともに、人畜車両等に損傷を与えないよう安全対策に努めること。特に小石の跳ね飛ばし対策を十分に講じること。
- ・機械刈りのできない場所は、手刈りとし、刈り残しのないように仕上げること。
- ・刈り草等は残らないように集積、処分すること。

8. せん定・伐採等

樹木の健全育成を促すとともに、美観の形成、倒木や枝の落下等による事故の防止、民有地・照明灯・防犯灯・道路標識等に対する障害の防止を行い、見通しを確保し公園・緑地内の安全性の向上と美化に努めること。

〔中高木せん定〕

樹木の枝が下記の状況またはそれに近い状況にある場合は、市担当者と協議のうえ、せん定を行うこと。

- ・区域を越えて民有地に侵入している枝。
- ・照明灯や防犯灯等の光を阻害している枝。
- ・道路を通行する車両、歩行者等の障害となる枝。
- ・道路標識等の確認の障害になる枝。
- ・架空電線または架空電話線に接近、または接触している枝。
- ・病害虫に侵され、回復が見込めない枝。
- ・枯枝や折れて落下する恐れのある枝。

せん定した際に、切り口が大きい場合には殺菌剤を塗布し、腐れ、病気を予防すること。

〔中高木伐採〕

- ・枯損木、腐朽等が原因で倒木の危険性のある樹木は市担当者と協議のうえ、伐採を行うこと。

せん定・伐採作業は周辺樹木、施設、工作物等に損傷が起きないように注意して行うこと。

〔低木類〕

- ・年1回の刈込みを基本とする。
- ・花木類については花芽分化の時期に留意して実施すること。

9. 排水施設の清掃

側溝・柵などの排水施設が排水不良となっている場合は、溜まっている土砂などを入念に取り除き、排水機能を改善させること。除去した土砂の処分については、市担当者と協議の上で行うものとする。また、蓋のない公園外周の道路側溝についても清掃の対象とする。

10. 病虫害防除

管理区域内的の公園・緑地にて、発生初期のチャドクガ、アメリカシロヒトリ等を発見した際は、枝葉の切除により駆除に努めること。

拡散した状態を発見した場合及びその他の病虫害の発生時は、市担当者に報告すること。

11. 遊器具等の点検

遊器具及び施設の点検は、月1度、市の指定書式にて実施し、提出すること。

また、破損並びに危険箇所を発見した場合は、直ちに報告するとともに応急処置を行い事故発生を防止するよう努めること。

12. ゴミの処理

本委託業務により発生するゴミ（可燃ゴミ、せん定枝、草等）については分別を行い適正な処理をすること。また、処分したゴミの計量伝票（重量記載）の写しを、月毎の作業報告書類と一緒に提出すること。

受託者は、せん定枝や刈草等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

第4章 その他

13. 作業班の構成

作業班の基本構成は、樹木管理を行う場合は造園工1人、軽作業員2人、トラック1台とする。その他の作業については、普通作業員1人、軽作業員2人、トラック1台とする。

なお、作業上の都合により人数の増減が必要な場合は、事前に市担当者と協議の上で決定すること。

14. 月毎の作業日数

本業務委託の1月毎の作業日数は、各月15日を標準とする。

ただし、市が必要と認めた場合はこれを増減させることがある。

15. 作業時間

作業時間は当日の作業に要する時間に加え、作業の準備に要する時間、作業の後片付けに要する時間を含めた時間とし、昼休み1時間を除いた計8時間とする。

作業の開始時間と終了時間は、原則として午前8時から午後5時とするが、市が認めた場合は変更することができる。

16. 年間予定数量

本委託業務の年間予定数量は下表のとおりとし、トラックを除く機械は作業内容により、必要に応じて使用するものとする。数量は台風等の災害の有無、苦情・要望の件数等により増減する。

種 別	数 量
造園工	70人
普通作業員	85人
軽作業員	286人
交通誘導員	0人
トラック	155日
肩掛草刈機	165日
手押草刈機	2日

刈込機	63日
リフト車(12m)	0日
リフト車(17m)	0日
クレーン付きトラック	1日
チェーンソー	70日
バックホウ	0日
バックホウ運搬	0回
ごみ処分量	56,948kg

17. 安全対策

受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。

作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況等を遅滞なく市担当者に報告すること。

なお、近年夏期が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については、特に留意すること。

18. 作業報告

作業を実施する日は、必ず朝9時30分までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容を報告し、必要に応じ指示を受けること。その後現場の状況などにより、作業場所、作業内容、作業班の構成等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。

また、作業終了時にはその日の作業状況について報告し、必要な場合は翌日の指示を受けること。

報告書の作成に当たっては、作業日毎に、作業日報及び当日の代表的な作業の作業前・中・後の写真帳を作成し、各月末締めとしたものを翌月直ぐに請求書と一緒に提出すること。

なお、作業日報には以下のことを明記すること。

- ・委託名称
- ・作業日
- ・作業時間
- ・天気
- ・作業班構成
- ・作業場所（公園・緑地名）
- ・作業内容
- ・ゴミの処理（重量、内容、搬出先）
- ・市連絡担当者氏名

19. 作業計画表の提出

受託者は各月末までに翌月に行う作業の予定を市担当者に報告すること。

20. 作業内容による職種指定

（１）造園工

作業の監督、樹木の整枝せん定作業、伐採作業及び作業車の運転等

（２）普通作業員

作業の監督、清掃作業、除草作業及び作業車の運転等

（３）軽作業員

清掃作業、除草作業及び造園工・普通作業員の作業補助等

21. 記録写真

- (1) 作業を行う公園・緑地（複数で作業の場合はうち1箇所）にて、以下に示す内容が確認できるような記録写真の撮影を実施すること。記録写真は1日当たり1枚以上とする。
 - ・作業人員の作業状況（撮影者を除く）
 - ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策
 - ・作業している公園の・緑地名（景色が広く写るように撮影、園名板を撮影等）
- (2) 上記撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写しこむこと。
 - ・委託名称
 - ・作業場所（公園・緑地名）
 - ・作業内容
 - ・撮影日
- (3) 撮影した記録写真は、電子媒体または紙媒体で当該委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

22. 作業の休日

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は作業を実施しないものとする。

ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではない。

また、夏期休暇・年末年始休暇等長期休暇については、休暇開始日の10日前までに、市の指定書式に委託件名・休暇期間・緊急時の連絡先（メイン・サブ2名程度）・その他必要な情報を記入し提出すること。

23. 降雪・凍結対策

冬期の降雪や路面凍結時にも出動できるように、タイヤチェーン等を装備すること。

24. 関係法規の遵守

受託者は業務の遂行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

25. 疑義の解決

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

26. 地元住民の対応

受託者は、業務に関し、地元住民等から要望などがあったとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

27. 本仕様書に記載のない事項

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。

標準年間管理計画表(市内12地区公園管理委託)

[illegible]

令和8年度 紙敷地区公園管理委託 公園一覧表

連番	種別	公 園 名	位 置	管理面積	管理	町シ	住宅地図	備考
96	街区	二十世紀	二十世紀が丘梨元町24	7,320	12	○	167-B-4	
106	街区	串崎	串崎南町305	4,554	12	○	159-I-3	
185	都緑	高塚新田	高塚新田字稲越前577-14	579	12	○	199-E-4	
206	街区	古和清水	串崎新田字古和清水177-57	204	12		161-H-3	
228	街区	一ノ谷	高塚新田字一ノ谷153-41	161	12	○	200-G-5	
245	都緑	串崎新田	串崎新田字八幡台156-3	207	12		161-C-1	
254	都緑	丸山	二十世紀が丘丸山町119	103	12		176-I-2	
261	都緑	南山	大橋字南山382-5	111	12		176-J-4	
288	街区	秋山	秋山字天照大神371-31	130	12	○	195-F-1	
290	街区	秋山天神	秋山字天照大神373-71	378	12	○	195-G-2	
292	街区	中ノ窪	高塚新田字中ノ窪141-55	261	12	○	200-F-5	
303	都緑	泉ヶ丘1号	松飛台字中関710-2他	1,648	12		160-C-4	
306	都緑	泉ヶ丘2号	松飛台字中関702-1他	891	12	○	148-E-4	
337	街区	大橋	大橋391-1	1,100	12	○	176-J-4	
342	街区	とんぼ	秋山字向山40-2	300	12	○	178-G-4	
347	街区	高塚駒形	高塚新田字駒形581-17	165	12	○	199-G-4	
361	街区	高塚北谷台	高塚新田字北谷台642-66他	406	12	○	199-A-5	
363	街区	秋山神宿	秋山字神宿261-9	405	12	○	191-H-2	
367	街区	北谷台第2	高塚新田字北谷台641-69	300	12	○	199-A-3	
369	街区	キラリ	秋山三丁目9番11	2,500	12		179-I-5	
373	街区	秋山南谷津	秋山字南谷津416-15	303	12	○	192-A-5	
374	街区	もえぎの風	秋山三丁目24番11	4,504	12		179-I-1	
377	都緑	池ノ台	高塚新田字池ノ台620-22	289	12	○	201-G-2	
379	街区	関台	紙敷一丁目20	2,800	12	○	159-B-3	
380	街区	北谷台第3	高塚新田字北谷台637-77他	637	12	○	199-C-5	
381	街区	中ノ窪第2	高塚新田字中ノ窪128-46	350	12	○	200-E-2	
383	街区	北谷台第4	高塚新田字北谷台644-12	463	12	○	199-A-3	
386	都緑	北谷台1号	高塚新田字北谷台642-113	282	12	○	198-J-4	
387	街区	八町分	高塚新田字八町分204-8	321	12	○	200-A-4	
393	都緑	八町分	高塚新田字八町分215-24	260	12	○	200-A-4	
397	街区	傘ノ棒	高塚新田字傘ノ棒526-37他	570	12	○	196-H-4	
401	街区	八町分第2	高塚新田字八町分185-4	354	12	○	202-B-1	
403	都緑	稲越前	高塚新田字稲越前553-6	152	12	○	196-D-5	
406	街区	中内	東松戸三丁目16番の5	1,000	12		170-D-4	
407	街区	すすき浦	東松戸四丁目17番の1	1,001	12		157-D-5	
411	街区	秋山けやき	秋山字花見堀込67-8	443	12	○	178-H-3	
412	近隣	東松戸中央公園	東松戸一丁目11番の2	14,334	12	○	171-A-1	
436	街区	なずな	紙敷三丁目1番31	299	12		159-A-4	
440	都緑	東松戸2丁目	東松戸二丁目7番2	131	12		171-A-2	
441	街区	よもぎ	紙敷一丁目36番27	216	12		159-B-5	
443	街区	ありのみ	高塚新田字八町分177番6他	599	12	○	200-C-5	
456	街区	あきづき	高塚新田字駒形587番43	379	12	○	199-J-4	
461	街区	こすもす	秋山一丁目7番4	1,000	12	○	196-C-1	
462	街区	もみじ	秋山一丁目13番1	2,147	12		178-H-5	
462	街区	いなほ	秋山二丁目16番	1,282	12		179-C-1	
464	街区	赤作	高塚新田赤作247番地	540	12	○	200-C-1	
465	街区	稲越前	高塚新田稲越前566番地	320	12	○	199-C-2	
477	街区	かおり	高塚新田283番84	272	12	○	197-C-3	
		地区合計面積(m ²)		56,971				
		地区公園数		48				

(注) 公園名が記入されている公園は、開
赤字番号が記入されている公園は、